証券コード　２５９０
平成２８年３月２５日

株　主　各　位

大阪市北区中之島二丁目２番７号
ダイドードリンコ株式会社
代表取締役社長　髙　松　富　也

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年４月14日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。**

〔書面による議決権行使の場合〕
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕
　２頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権を行使ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年４月15日（金曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区城見一丁目４番１号
ホテルニューオータニ大阪　２階　鳳凰の間
（**末尾の「株主総会会場ご案内図」及び同封の「会場ご案内図」をご参照ください。**）

３．目的事項
報告事項
１．第41期（平成27年１月21日から平成28年１月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第41期（平成27年１月21日から平成28年１月20日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　吸収分割契約承認の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役６名選任の件
第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.dydo.co.jp/）に掲載させていただきます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト　http://www.web54.net/

2．議決権行使のお取り扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、株主総会前日の平成28年４月14日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

(4) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

(5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
なお、パスワードのご照会にはご回答できませんのでご了承ください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．お問い合わせ先

(1) 議決権行使でのパソコン・携帯電話等の操作方法について
三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話0120-652-031　(受付時間９：00～21：00)

(2) その他のご照会について
ア.証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ.証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行株式会社　証券代行事務センター
電話0120-782-031　(受付時間９：00～17：00　土日休日を除く)

5．機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月21日から
平成28年１月20日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に弱さが見られるものの、緩やかな回復基調が続いております。雇用環境・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は総じてみれば底堅い動きとなっておりますが、中国をはじめとする新興国経済の減速や地政学的リスクの高まりの影響が懸念されるなど、今後の動向は依然として不透明な状況が続いております。

飲料業界におきましては、今後さらに進展する少子高齢化の影響により、日本国内の飲料市場は大きな成長が見込めない状況の中で、業界各社のシェア確保に向けた販売競争・価格競争が激化しており、販売費の大幅な上昇に加えて円安による輸入原材料コストの上昇などもあり、収益確保に向けた経営環境はさらに厳しさを増しております。

このような状況の中、当社グループでは、経営環境の大きな変化に対応すべく、さらなる企業価値向上をめざして、新たなグループ理念・グループビジョンのもと、中期経営計画「Challenge the Next Stage」の２年目として、将来の持続的成長に向けた取り組みを積極的に展開いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、1,498億56百万円（前連結会計年度比0.2％増）、営業利益49億88百万円（前連結会計年度比3.6％減）、経常利益42億62百万円（前連結会計年度比4.7％減）、当期純利益23億47百万円（前連結会計年度比1.1％増）となりました。

セグメント別概況

〔飲料販売部門〕

当連結会計年度におきましては、飲料市場の活性化を図るべく、業界各社から数多くの新商品が発売され、業界全体の販売数量は前年をやや上回る実績となりました。しかしながら、消費者の節約志向の高まりや流通チェーンの合併・統合等による販売促進活動に対する交渉力の強化、競争力の高いプライベートブランドのさらなる拡大を背景として価格競争が激化しており、店頭における実勢価格は低下傾向で推移するなど、円安による原材料コスト上昇の影響を吸収することが難しい状況となってきております。

当社は、このような状況に対処すべく、価格競争に巻き込まれない付加価値の提供とサプライチェーン全般にわたるコストの最適化を図り、成長の原資となる安定的なキャッシュの創出へのチャレンジを続けております。

商品面では、厳選したコーヒー豆を使用し、創業以来こだわり続けてきたブレンド技術を駆使して開発した「ダイドーブレンド」ブランドのおいしさをより多くの皆様に知っていただくため、小さい缶に贅沢なおいしさがつまった缶コーヒーとして、発売以来、多くのお客様にご愛顧いただいているロングセラー商品「ダイドーブレンドデミタス」シリーズをさらに進化させ、リニューアル発売したほか、最後の一口までしっかりとしたおいしさが感じられるボトル缶微糖コーヒー「ダイドーブレンド微糖 世界一のバリスタ※監修～最後の一口までおいしい～」を発売するなど、ラインアップの強化拡充を図りました。

また、“海洋ミネラル深層水”を商品特徴とした「ｍｉｕ」ブランドの強化を図るほか、四季折々の果実でほっと和む果汁ブランド「和果ごこち」シリーズや炭酸ゼリーとナタデココを“振って楽しむ”炭酸飲料「２つの食感」シリーズを投入するなど、自販機ロケーションごとの特性に応じた商品ラインアップの実現による幅広い顧客層の獲得に注力いたしました。

自販機展開につきましては、「ヒートポンプ自販機」「ＬＥＤ照明自販機」など地球環境に優しい節電効果の高い「エコ自販機」を積極投入し、地域社会やお客様に支持される自販機網の拡充に注力したほか、自販機にかかる調達コストの最適化や新システム導入による自販機オペレーションの最適化に取り組むことにより、収益確保に努めましたが、第１四半期における消費税増税前の駆け込み需要の反動減や円安による輸入原材料の高騰が収益面に影響を与えました。

海外展開につきましては、ロシア・モスクワ市における自販機設置を引き続き推進し、当社の強みである「自販機ビジネスモデル」の横展開を図ることにより、新たなビジネスチャンスの創出にチャレンジしております。

また、平成27年９月には、マレーシアのMamee Double Decker(M)Sdn.Bhd.の飲料事業部門への資本参加に合意し、同年12月に株式取得を完了したほか、平成27年９月には、トルコ共和国のYildiz Holding A.Ş.の飲料事業会社の株式取得に合意し、株式譲渡契約を締結いたしました。

以上の結果、飲料販売部門の売上高は、1,241億92百万円（前連結会計年度比0.3％減）、セグメント利益は、37億45百万円（前連結会計年度比2.4％減）となりました。

※ワールドバリスタチャンピオンシップ 2013年チャンピオン　ピート・リカータ氏

〔飲料受託製造部門〕

飲料受託製造部門である大同薬品工業株式会社は、医薬品を中心とする数多くの健康・美容飲料等のドリンク剤の研究開発を重ね、お客様ニーズにあった製品の創造と厳格な品質管理や充実した生産体制により、安全で信頼される製品を製造しております。

しかしながら、近年、ドリンク剤市場は縮小傾向にあり、ここ数年の成長をけん引してきた美容系ドリンクも飽和状態となるなど、市場環境は厳しい状況で推移しております。

このような状況の中、大同薬品工業株式会社は、業界No.1受託メーカーとしての飛躍をめざすべく、安全・安心な生産体制の維持強化、効率化の推進によるコスト削減の徹底を図るほか、受注拡大に向けて、大手医薬品等有力メーカーへの積極的な提案営業を推進いたしましたが、前年同期間は消費税増税前の駆け込み需要があったことやドリンク剤市場の縮小の影響から、受注が減少いたしました。

以上の結果、飲料受託製造部門の売上高は、85億48百万円（前連結会計年度比11.0%減）、セグメント利益は、９億79百万円（前連結会計年度比13.7%減）となりました。

〔食品製造販売部門〕

食品製造販売部門である株式会社たらみは、フルーツゼリー市場においてトップシェアを有し、卓越した知名度とブランド力で事業基盤を確立し、成長を続けておりますが、今後はさらに、お客様に対する基本姿勢をより徹底し、円安局面でも継続的に利益を生み出すビジネスモデルへ変革していくことを志向しております。

お客様の多面的なニーズに対応し、驚きや感動を生む商品を幅広く創り続けるべく、商品コンセプトを「フルーツデザートゼリー」のたらみへ変更し、新しい分野の商品として、フルーツの新しいおいしさが楽しめるWフルーツデザート「WITH HAPPINESS」や“スプーンで食べる”果汁感たっぷりのカットフルーツジュレ「果の恵」を発売したほか、営業推進体制の強化に取り組み、コンビニエンスストア市場に加えて、量販市場へのさらなる浸透を図りました。

海外展開につきましては、インドネシア共和国におけるナタデココの大手メーカーであるKeong社をパートナーとした合弁会社「PT.Tarami Aeternit Food」を設立し、海外マーケットへより積極的にチャレンジする基盤整備をすすめました。

以上の結果、食品製造販売部門の売上高は、171億15百万円（前連結会計年度比11.7%増）、セグメント利益は、２億59百万円（前連結会計年度比30.9%増）となりました。

部門別売上高

（単位：百万円）

区分		前連結会計年度 (平成27年１月期)		当連結会計年度 (平成28年１月期)	
		売上高	構成比	売上高	構成比
	コーヒー飲料	70,958	47.4%	70,455	47.0%
	茶系飲料	16,386	11.0	15,639	10.4
	炭酸飲料	11,630	7.8	11,921	8.0
	ミネラルウォーター類	4,894	3.3	6,854	4.6
	果汁飲料	7,161	4.8	6,484	4.3
	スポーツドリンク飲料	2,596	1.7	2,548	1.7
	ドリンク剤	1,788	1.2	1,681	1.1
	その他飲料	9,180	6.1	8,605	5.8
飲料販売部門計		124,597	83.3	124,192	82.9
飲料受託製造部門計		9,603	6.4	8,548	5.7
食品製造販売部門計		15,325	10.3	17,115	11.4
合計		149,526	100.0	149,856	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は106億81百万円であります。その主な目的は自販機の新台投入、営業拠点の整備、効率的な事業展開のための情報化投資及び飲料受託製造部門、食品製造販売部門における工場設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

自販機の新台投入に伴う資金を銀行借入により調達しており、当連結会計年度末における借入金残高は215億27百万円であります。

また、第１回無担保社債を発行し、総額150億円の資金調達を行いました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第38期 (平成25年１月期)	第39期 (平成26年１月期)	第40期 (平成27年１月期)	第41期 (当連結会計年度) (平成28年１月期)
売上高	148,902	154,828	149,526	149,856
経常利益	7,725	5,962	4,470	4,262
当期純利益	4,410	3,712	2,322	2,347
１株当たり当期純利益	266円22銭	224円08銭	140円16銭	141円68銭
総資産	140,487	146,479	147,894	163,697
純資産	79,097	82,554	84,734	85,181
１株当たり純資産額	4,670円18銭	4,872円53銭	4,999円88銭	5,022円16銭

⑶ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ダイドービバレッジサービス株式会社	50百万円	100.0%	清涼飲料等の販売業務受託
ダイドービジネスサービス株式会社	50百万円	100.0	営業事務、経理、給与計算等の管理業務受託
大同薬品工業株式会社	55百万円	100.0	ドリンク剤等の製造販売
株式会社たらみ	2,228百万円	100.0	フルーツデザートゼリー等の製造販売
株式会社ダイドービバレッジ静岡	50百万円	50.0	清涼飲料等の販売
株式会社ダイドードリンコサービス関東	46百万円	50.0	清涼飲料等の販売
株式会社旬の季	3百万円	100.0 (100.0)	フルーツデザートゼリー等の販売
上海大徳多林克商貿有限公司	842百万円	100.0	清涼飲料等の販売
ＤｙＤｏ ＤＲＩＮＣＯ ＲＵＳ，ＬＬＣ	3万円	100.0	清涼飲料等の販売
DyDo Mamee Distribution Sdn.Bhd.	28百万円	51.0	清涼飲料等の販売

（注）１．議決権比率の（　）内は、間接所有割合で内数であります。
２．平成27年12月29日付で、Milk Specialities Distribution Sdn.Bhd.の株式を取得し子会社とし、商号をDyDo Mamee Distribution Sdn.Bhd.に変更いたしました。

⑷ 対処すべき課題

近年、飲料業界をとりまく経営環境は大きく変化し、収益確保に向けた経営環境は、さらに厳しさを増しております。

このような中、当社は全国広範囲にわたり保有する約28万台の自販機網を主要販路として、収益性の高いコーヒー飲料を主力商品とする独自のビジネスモデルと安定したキャッシュ・フローや長年にわたって積み上げてきた内部留保に基づく強固な財務内容により、高い信頼を得、安定した事業基盤の構築に努めてまいりました。

これらの当社の強みを活かし、さらなる企業価値の向上をめざして、新たな企業理念及びビジョンを制定し、中期経営計画「Challenge the Next Stage」をスタートしております。「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念のもと、持続的成長の実現に向けたチャレンジを続けてまいります。

① 既存事業成長へのチャレンジ

当社はこれまで、経営環境の大きな変化に対応し、新しい時代に適合できる「自販機ビジネスモデルの再構築」を行い、コア事業である飲料販売部門の収益体質強化に努めてまいりました。

しかしながら、平成26年４月の消費税増税以降、飲料業界の市場環境は大きく変化し、消費者嗜好の多様化により高付加価値商品が求められる一方で、低価格志向が強まるなど、消費の二極化がさらに進展しております。また、流通チェーンの合併・統合等による販売促進活動に対する交渉力の強化や競争力の高いプライベートブランドの展開等を背景として、業界各社のシェア確保に向けた販売競争・価格競争が激化しており、消費者の節約志向も相まって、円安による輸入原材料コストの上昇を販売価格に転嫁することが難しい状況となってきております。

今後は、こうした収益環境の大きな変化に対応すべく、価格競争に巻き込まれない付加価値の提供とサプライチェーン全般にわたるコストの最適化を図り、成長の原資となる安定的なキャッシュの創出にチャレンジしてまいります。

② 商品力強化へのチャレンジ

缶コーヒーユーザーが求める「豊かで複雑な味わい」を追求するために厳選したコーヒー豆とこだわりのブレンド技術を駆使して開発した「ダイドーブレンド」は、あくまでコーヒー本来の味わいを追求し、「無香料の缶コーヒー」であることにこだわり続け、おかげさまで平成27年11月、発売開始から40周年を迎えることができました。「ダイドーブレンド」のブランド価値と長年にわたるお客様からの支持が当社の安定的なキャッシュ・フローの源泉となっております。

しかしながら、近年はコンビニエンスストアにおけるカウンターコーヒーの普及やプライベートブランドのさらなる拡大などの新たな競合が出現しており、コーヒー全体の消費量は増加傾向にあるものの、飲用シーンの多様化が進行しております。

このような市場環境の変化に対応していくためには、従来の枠組みを越えたイノベーティブな新商品の開発や自販機ロケーションごとの特性に応じた商品ラインアップの実現により、お客様にとって魅力ある商品・自販機を提供し、幅広い顧客層を獲得していくことが、さらに重要な課題となってきております。

今後につきましては、当社の大きな資産である「ダイドーブレンド」のブランド力をさらに高め、今後、缶コーヒー消費のボリュームゾーンとなる若年層の支持を獲得できる商品開発に注力するとともに、既存の枠組みを越えた販路拡大にも積極的に取り組むことにより、缶コーヒーカテゴリーにおけるトップブランドをめざします。

③ 海外展開へのチャレンジ

当社はこれまで、国内における自販機事業の維持・拡大並びに流通事業の強化拡充を図りつつ、主力であるコーヒーブランドを主軸としたマーケティング戦略に経営資源を集中投下することにより、収益力の強化を図ってまいりました。

しかしながら、日本国内の自販機市場はすでに成熟化しており、今後さらに進展する少子高齢化の影響により、日本国内の飲料市場全体も大きな成長は見込めない状況となってきております。

このような経営環境の変化に対応するため、当社グループは、海外における本格的な事業展開を図ることを中期的な成長戦略に掲げ、平成27年12月に、マレーシアのMamee Double Decker (M) Sdn.Bhd.の飲料事業部門への資本参加に伴う株式取得を完了したほか、トルコ共和国のYildiz Holding A.Ş.の飲料事業会社の株式取得に合意し、株式譲渡契約を締結いたしました。また、ロシア・モスクワ市における自販機設置を引き続き推進し、当社の強みである「自販機ビジネスモデル」の横展開を図ることにより、新たなビジネスチャンスの創出にチャレンジしております。

今後は、ＣＩＳ圏、イスラム圏、中華圏を中心とした海外展開を加速し、トップラインの飛躍的成長にチャレンジしてまいります。

④　新たな事業基盤確立へのチャレンジ

当社はこれまで、全国広範囲にわたり保有する約28万台の自販機網を主要販路とした独自のビジネスモデルによる安定したキャッシュ・フローにより、強固な財務基盤を構築してまいりました。

しかしながら、近年は自販機市場全体の総台数がほぼ横ばいで推移する一方でコンビニエンスストアの店舗数は増加が続いていることや、自販機においても低価格販売が広がってきていることなどから、自販機１台あたりの売上が低下する傾向にあります。

こうした事業環境の変化に対応し、グループとしての持続的な利益成長・資本効率向上を実現していくためには、既存事業によるキャッシュ・フローの継続的拡大へのチャレンジに加えて、これまで積み上げてきた内部留保を有効活用し、ヘルスケア領域などの収益性・成長性の高い新たな事業ポートフォリオを確立していくことも重要な課題となってきております。

今後とも、グループ理念の方向性や新規顧客層の獲得を意識した新たな事業領域への参入可能性をさらに調査・検討するとともに、“食や健康”関連の新規事業展開を図り、新たな事業基盤確立にチャレンジしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年１月20日現在）

当社グループは、ダイドードリンコ株式会社（当社）、連結子会社10社、持分法適用関連会社７社、非連結持分法非適用子会社１社より構成され、飲料の販売及び受託製造、フルーツデザートゼリーの製造販売を主要な事業としております。

⑹ **主要な営業所及び工場**（平成28年１月20日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	大阪市北区中之島二丁目２番７号
東京	東京都港区芝浦四丁目２番８号
販売拠点	東北第一営業部（仙台市宮城野区）
	東北第二営業部（青森県青森市）
	首都圏第一営業部（横浜市港南区）
	首都圏第二営業部（さいたま市北区）
	東京営業部（東京都新宿区）
	中部第一営業部（山梨県笛吹市）
	中部第二営業部（静岡県榛原郡吉田町）
	中京第一営業部（名古屋市東区）
	中京第二営業部（三重県津市）
	西日本第一営業部（大阪市平野区）
	西日本第二営業部（福岡市東区）
	直轄営業部（大阪市北区）
	販売拠点　計　12営業部

② 子会社の主要な営業所及び工場

ダイドービバレッジサービス株式会社	本社	大阪市北区
	販売拠点	87営業所
ダイドービジネスサービス株式会社	本社	大阪市北区
	事務・業務センター	大阪市阿倍野区
	技術センター	静岡県榛原郡
大同薬品工業株式会社	本社・工場	奈良県葛城市
	東京事務所	東京都港区
	大阪事務所	大阪市中央区
株式会社たらみ	本社	長崎県長崎市
	工場	長崎県諫早市
	東京営業部	東京都港区
	大阪営業部	大阪市中央区
株式会社ダイドービバレッジ静岡	本社	静岡県袋井市
	販売拠点	４営業所
株式会社ダイドードリンコサービス関東	本社	栃木県下都賀郡
	販売拠点	８営業所
株式会社旬の季	本社	長崎県諫早市
上海大徳多林克商貿有限公司	本社	中国上海市
DyDo DRINCO RUS,LLC	本社	ロシアモスクワ市
DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.	本社	ﾏﾚｰｼｱｼﾞｮﾎｰﾙﾊﾞﾙ市

⑺ **使用人の状況**（平成28年１月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲料販売部門	2,511名	93名増
飲料受託製造部門	183名	4名増
食品製造販売部門	193名	23名増
合計	2,887名	120名増

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー407名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
684名	11名増	43.4歳	18.8年

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマー２名は含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年１月20日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行 他（シンジケートローン）	18,127百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行（省エネ対策支援ローン）	1,700百万円
株式会社りそな銀行（省エネ対策支援ローン）	900百万円
農林中央金庫	800百万円

（注）１．シンジケートローンは、複数の金融機関の協調融資によるものであります。
２．省エネ対策支援ローンは、経済産業省が運営する「エネルギー使用合理化関連特定設備等資金利子補給金事業」を活用した借入金であります。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、平成28年１月15日開催の取締役会において、持株会社体制に移行するためにその準備に入ることを決議し、平成28年２月15日開催の取締役会において、会社分割を行うための準備会社として、当社が100％出資する子会社であるダイドードリンコ分割準備株式会社（以下「本分割準備会社」といいます。）を設立する旨を決議し、平成28年２月24日付で設立いたしました。

さらに、当社は、平成28年２月26日開催の取締役会において、当社が営む清涼飲料の製造・販売事業を本分割準備会社に承継させることを決議し、同日、本分割準備会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

なお、この持株会社体制への移行について、平成28年４月15日開催予定の当社第41回定時株主総会において本吸収分割及び定款変更に関する議案を付議する予定であります。

2．会社の株式に関する事項（平成28年１月20日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 50,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 16,568,500株（自己株式950株を含む）

⑶ **株主数** 24,980名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
ハイウッド株式会社	2,470千株	14.91%
有限会社サントミ	2,011千株	12.14%
タイタコーポレイション株式会社	738千株	4.45%
髙松富博	495千株	2.98%
髙松富也	495千株	2.98%
髙松章	494千株	2.98%
髙松多聞	480千株	2.90%
有限会社高松	461千株	2.78%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	309千株	1.86%
株式会社レモンガスかごしま	250千株	1.50%

（注）持株比率は自己株式（950株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ **当事業年度末日における新株予約権の状況**（平成28年１月20日現在）

該当事項はありません。

⑵ **当事業年度中に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年１月20日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙松富也	
取締役会長	髙松富博	
常務取締役	安達健治	事業改革推進、渉外担当、ダイドービジネスサービス㈱代表取締役社長
常務取締役	中川誠	営業統括本部長
取締役相談役	髙松勇	
取締役	江崎悦朗	江崎グリコ㈱　取締役専務執行役員マーケティング本部長
取締役	森真二	ダイソー㈱　社外監査役 大阪信用保証協会　監事
常勤監査役	長谷川和義	
監査役	吉田太三	
監査役	松本博	
監査役	加藤幸江	㈱山善　社外取締役 ㈱日阪製作所　社外取締役

（注）１．平成27年４月16日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、監査役中村　仁氏が退任いたしました。
２．平成27年４月16日開催の第40回定時株主総会において、監査役に新たに長谷川和義氏が選任され、就任いたしました。
３．取締役江崎悦朗氏及び森　真二氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役吉田太三氏、松本　博氏及び加藤幸江氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
５．監査役吉田太三氏及び松本　博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役加藤幸江氏は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2名)	202百万円 (12百万円)
監査役 （うち社外監査役）	5名 (3名)	30百万円 (10百万円)
合計 （うち社外役員）	12名 (5名)	232百万円 (22百万円)

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成３年４月18日開催の第16回定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成19年４月18日開催の第32回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4．支給額には、当事業年度に係る役員賞与19,100千円（取締役３名に対し18,600千円、監査役１名に対し500千円）が含まれております。
5．当社は、平成26年４月16日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度中に退任した監査役１名に対し、19百万円の役員退職慰労金を支給しております。
6．当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は、３百万円であります。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役江崎悦朗氏は、江崎グリコ株式会社の取締役専務執行役員を兼職しております。当社と江崎グリコ株式会社とは特別の関係はありません。

取締役森　真二氏は、ダイソー株式会社の社外監査役及び大阪信用保証協会の監事を兼職しております。当社とこれらの兼職先とは特別の関係はありません。

監査役加藤幸江氏は、株式会社山善の社外取締役及び株式会社日阪製作所の社外取締役を兼職しております。当社とこれらの兼職先とは特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　江崎　悦朗	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。主に企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
取締役　森　真二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役　吉田　太三	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役　松本　博	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役　加藤　幸江	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

⑷ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるデューデリジェンス業務等についての対価を支払っております。

⑸ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

6．会社の体制及び方針

⑴　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当企業グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当企業グループは、「グループ理念」及び「グループビジョン」を経営理念として共有し、その実現に向けて「コンプライアンス行動指針」をはじめとする行動規範及び企業倫理の遵守を図ります。

ロ．当企業グループは、その規模及び特性に応じて、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督を行うために、必要な体制の整備を行います。

ハ．当企業グループの役職員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できることを保障する、ダイドー・コンプラホットラインを設置します。

ニ．当社の内部監査部門は、監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規定の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。さらに当社の内部監査部門は、必要に応じて、内部監査を実施し、子会社の法令遵守体制を拡充させます。

ホ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関する事項は、社内規定に従って適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役はこれらを必要なときに閲覧できるものとします。

③　当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、リスク管理基本規程に従い、リスクの評価・分析を行うとともに代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して定期的に開催し、リスク管理を推進します。また、子会社と連携して当企業グループのリスク管理及び危機管理に関わる情報の一元化と共有を図ります。

ロ．当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を招集して対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整備します。

④　当企業グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当企業グループ各社は、その規模及び特性に応じて、以下により、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

イ．業務分掌及び職務権限の明確化

ロ．定期的又は必要の都度開催される取締役会での経営上の重要事項の審議及び報告

ハ．取締役を構成員とする経営会議の設置

ニ．連結ベースでの中期経営計画及び年度予算の策定、進捗管理並びに改善策の実施

⑤　子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、社内規定に基づき、子会社との連携及び統制を図る担当部門を設置するとともに、子会社に対し、業務執行状況を報告させます。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役を補助する必要な能力と知識を備えた専属の使用人を配置し、その指揮命令権は監査役に帰属させます。

ロ．監査役は、監査役を補助する使用人の人事異動や人事評価に関して、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動の変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとします。

ハ．当該使用人の懲戒等に関しては、人事担当取締役はあらかじめ、監査役の承諾を得るものとします。

⑦　監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．常勤監査役は、取締役会のほか当社の経営会議等の重要な会議体に出席することにより、当企業グループの重要な情報について適時報告を受けるものとします。

ロ．上記イ．に加え、当企業グループの取締役、監査役及び使用人は、当企業グループに重大な影響を与える事実又はそのおそれが発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告することとします。

ハ．内部監査部門は、当企業グループの内部監査の結果を監査役会と共有します。

ニ．監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じます。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、監査役は、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催します。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当企業グループは、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用及び評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当企業グループは、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督の実施に向け、「コンプライアンス行動指針」をはじめとする行動規範及び企業倫理の遵守を図るなど、その他必要な体制の整備を推進しております。

また、内部通報制度ダイドー・コンプラホットラインを設置し、当企業グループの役職員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できる体制を構築しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスクの評価・分析に関する体制や手続きを定めた、リスク管理基本規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、常設委員会として定期開催（年２回）を行っております。

また、当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合に備え、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を招集して対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整備しております。

③ 取締役の職務執行の効率性確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役７名で構成され、社外監査役３名を含む監査役４名も出席しております。定例取締役会を月１回開催するほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。

また、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を定期的に開催し、重要な事項についての審議を行い、代表取締役社長及び取締役会の迅速な意思決定をサポートする体制をとっております。

④ 当企業グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

関係会社管理の主管部署は、当社の経営戦略部であり、その他の部署が業務分掌規程に従い、各関係会社の業務運営上の企画立案、管理、指導、統制を所管し、これを支援しております。

関係会社管理規程において、当社の承認を要する事項及び当社に報告を要する事項を定め、綿密な連携のもとに機動的運営の統制を図っております。

⑤　監査役監査の実効性確保に対する取組みの状況

監査役は、全員が取締役会に出席し、常勤監査役は、経営会議をはじめとする社内の重要会議に出席して当企業グループの重要な情報について適時報告を受けております。

また、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

⑶　会社の支配に関する基本方針

①　基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社のお客様、従業員、お取引先様、地域社会、株主の皆様など、当社を巡るステークホルダーとの共存共栄を図り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、また会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきであることから、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値ひいては株主に対して不適当なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの間の関係を損ねるおそれをもたらすものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行い、当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反する重大な悪影響を与えるおそれをもたらす行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

イ．中期経営計画を軸とする企業価値向上への取組み

企業価値の向上をめざして、新たな企業理念及びビジョンを制定し、中期経営計画「Challenge the Next Stage」をスタートしております。「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念のもと、持続的成長の実現に向けたチャレンジを続けてまいります。

ロ．コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、健全な企業活動とコンプライアンスを徹底し、経営の透明性と効率性を高めることにより、お客様、従業員、お取引先様、地域社会、株主の皆様など、各ステークホルダーとの円滑な関係を構築し、企業価値の増大に努めることをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

当社の取扱商品は清涼飲料というお客様の日常生活に極めて密着したものであり、特に、お客様からの信頼は経営上の最重要事項であります。このため、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化及びそれぞれの組織機能における効率化を図ることにより、お客様の声をより身近に聴き、経営に反映させることができる会社形態をとっております。さらに、経営の透明性確保の観点から、平成26年４月16日開催の第39回定時株主総会において、社外取締役２名を選任いたしました。

当社は、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、さらなる当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に注力していく所存であります。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成20年１月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年４月14日開催の第36回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続（以下「現プラン」といいます。）しております。

現プランへ継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、その在り方について検討してまいりましたが、平成26年３月３日開催の取締役会において、現プランを継続することを決定し、平成26年４月16日開催の第39回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

その概要は以下のとおりです。

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20％以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、平成29年４月開催予定の第42回定時株主総会の終結の時までとなっております。

④　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、以下の諸点より、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

本プランは、イ.経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める要件を充足していること　ロ.株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること　ハ.株主の意思を反映するものであること　ニ.独立性の高い社外者の判断を尊重するものであること　ホ.発動のための合理的な客観的要件を設定していること　ヘ.デッドハンド型買収防衛策ではないこと等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成28年1月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**101,797**	**流動負債**	**43,032**
現金及び預金	60,294	支払手形及び買掛金	17,664
受取手形及び売掛金	14,580	一年内返済長期借入金	7,997
有価証券	16,494	リース債務	1,937
商品及び製品	5,550	未払金	9,852
仕掛品	10	未払法人税等	1,031
原材料及び貯蔵品	1,415	未払費用	1,754
前払費用	701	賞与引当金	1,032
未収入金	1,330	その他	1,762
繰延税金資産	999	**固定負債**	**35,483**
その他	454	社債	15,000
貸倒引当金	△35	長期未払金	110
固定資産	**61,900**	長期借入金	13,661
(有形固定資産)	**(33,737)**	リース債務	2,167
建物及び構築物	3,857	長期預り保証金	2,382
機械装置及び運搬具	1,329	退職給付に係る負債	205
工具、器具及び備品	20,570	役員退職慰労引当金	174
土地	3,843	資産除去債務	162
リース資産	4,135	繰延税金負債	1,619
(無形固定資産)	**(10,838)**	**負債合計**	**78,516**
のれん	5,407	**純資産の部**	
その他	5,431	**株主資本**	**82,460**
(投資その他の資産)	**(17,324)**	資本金	1,924
投資有価証券	12,215	資本剰余金	1,464
長期前払費用	495	利益剰余金	79,076
退職給付に係る資産	1,488	自己株式	△4
敷金及び保証金	1,854	**その他の包括利益累計額**	**740**
繰延税金資産	153	その他有価証券評価差額金	924
その他	1,134	繰延ヘッジ損益	△455
貸倒引当金	△16	為替換算調整勘定	383
		退職給付に係る調整累計額	△112
		少数株主持分	**1,979**
資産合計	**163,697**	**純資産合計**	**85,181**
		負債及び純資産合計	**163,697**

連結損益計算書

（平成27年1月21日から
平成28年1月20日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**149,856**
売上原価		**68,859**
売上総利益		**80,996**
販売費及び一般管理費		76,008
営業利益		**4,988**
営業外収益		
受取利息及び配当金	100	
有価証券利息	73	
受取割戻金	47	
その他	209	430
営業外費用		
支払利息	455	
持分法による投資損失	399	
その他	302	1,156
経常利益		**4,262**
特別損失		
減損損失	311	
投資有価証券評価損	109	421
税金等調整前当期純利益		**3,841**
法人税、住民税及び事業税	1,714	
法人税等調整額	△291	1,422
少数株主損益調整前当期純利益		**2,418**
少数株主利益		71
当期純利益		**2,347**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月21日から
平成28年１月20日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,924	1,464	77,800	△4	81,184
会計方針の変更による累積的影響額			△76		△76
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,924	1,464	77,723	△4	81,107
当期変動額					
剰余金の配当			△994		△994
当期純利益			2,347		2,347
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	1,353	△0	1,353
当期末残高	1,924	1,464	79,076	△4	82,460

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,108	27	578	△66	1,647	1,901	84,734
会計方針の変更による累積的影響額							△76
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,108	27	578	△66	1,647	1,901	84,657
当期変動額							
剰余金の配当					－		△994
当期純利益					－		2,347
自己株式の取得					－		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△184	△482	△195	△45	△907	78	△829
当期変動額合計	△184	△482	△195	△45	△907	78	524
当期末残高	924	△455	383	△112	740	1,979	85,181

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社は大同薬品工業㈱、㈱ダイドービバレッジ静岡、ダイドービバレッジサービス㈱、㈱ダイドードリンコサービス関東、上海大徳多林克商貿有限公司、ダイドービジネスサービス㈱、㈱たらみ、㈱旬の季、DyDo DRINCO RUS,LLC及びDyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.の10社であります。

DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.については、当連結会計年度において、株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

PT.Tarami Aeternit Food は、当連結会計年度中に新規設立いたしましたが、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はダイドー・タケナカビバレッジ㈱、ダイドー･タケナカベンディング㈱、㈱秋田ダイドー、㈱群馬ダイドー、上海米源飲料有限公司、大江生醫股份有限公司及びMDD Beverage Sdn. Bhd.の７社であります。

MDD Beverage Sdn. Bhd.については、当連結会計年度において、株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

持分法を適用していない非連結子会社（PT.Tarami Aeternit Food）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱ダイドービバレッジ静岡及び㈱ダイドードリンコサービス関東の決算日は11月20日であります。

また、上海大徳多林克商貿有限公司、㈱たらみ、㈱旬の季、DyDo DRINCO RUS,LLC及びDyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の各社の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計処理基準に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②デリバティブ　　時価法

③たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品	移動平均法
製品・原材料	総平均法 ただし、一部の連結子会社については移動平均法
貯蔵品	最終仕入原価法

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産除く）	定率法 ただし、一部の連結子会社及び一部の工具、器具及び備品については定額法 また、一部の連結子会社については、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法 なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産 （リース資産除く）	定額法 商標権及び顧客関連資産は経済的耐用年数に基づいて償却しております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

⑶　重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

　従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度対応分相当額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

　役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑷　退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

　過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

　数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

　また、一部の連結子会社については、数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生の連結会計年度に一括処理しております。

③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

　未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑸　重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑹　重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

　金利スワップにつきましては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。また為替予約取引につきましては、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息、外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

　当社グループではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。なお、投機目的による取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

　金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。また為替予約取引の締結時に実需への振当を行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

⑺　消費税等の会計処理

　税抜方式によっております。

⑻　のれんの償却に関する事項

　のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間において均等償却しております。ただし、その金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が172百万円減少、退職給付に係る負債が53百万円減少、利益剰余金が76百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「受取賃貸料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取割戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「受取割戻金」は65百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　　58,018百万円

２．担保提供資産　　定期預金　　202百万円

定期預金202百万円は長期借入金125百万円（うち一年内返済長期借入金60百万円）の担保に供しているものであります。

連結損益計算書に関する注記

1．持分法による投資損失

持分法による投資損失のうち、上海米源飲料有限公司に係るのれん相当額について、事業環境及び業績等を勘案して回収可能価額を評価した結果、当連結会計年度末におけるのれんの未償却残高338百万円の全額を営業外費用の「持分法による投資損失」に計上しております。

2．減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

場所	用途	種類	減損損失		
			建物及び構築物	土地	合計
事業所（大阪市平野区）	遊休資産	建物及び構築物 土地	127	104	231
倉庫（静岡県島田市）	遊休資産	建物及び構築物 土地	14	25	40
駐車場（静岡県焼津市）	事業用資産	土地	－	39	39

資産のグルーピング方法は事業用資産においては、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位ごとに減損損失の認識の判定及び測定を決定しております。

上記資産グループについて、減損損失の認識に至った経緯等は、次のとおりであります。

(1) 事業所につきましては、使用目的を事業用資産から処分予定資産へ変更する意思決定を行ったことに伴い、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、第三者により合理的に算定された評価額により評価しております。

(2) 倉庫につきましては、当連結会計年度において遊休資産となったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、第三者により合理的に算定された評価額により評価しております。

(3) 駐車場につきましては、時価が著しく下落し、投資額の回収が見込めなくなったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.9%で割り引いて算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	16,568,500	—	—	16,568,500
合　計	16,568,500	—	—	16,568,500
自己株式				
普通株式	1,626	34	—	1,660
合　計	1,626	34	—	1,660

（注）自己株式の株式数の増加34株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

平成27年４月16日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	497百万円
②１株当たり配当額	30円
③基準日	平成27年１月20日
④効力発生日	平成27年４月17日

平成27年８月28日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	497百万円
②１株当たり配当額	30円
③基準日	平成27年７月20日
④効力発生日	平成27年９月25日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年４月15日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	497百万円
②配当の原資	利益剰余金
③１株当たり配当額	30円
④基準日	平成28年１月20日
⑤効力発生日	平成28年４月18日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し運用しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

⑵　金融商品の内容並びにそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式、譲渡性預金であり、「その他有価証券」に区分しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金、ファイナンス・リースに係るリース債務及び社債は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建債務の営業債務及び外貨建て予定取引について、為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、長期借入金に係る支払金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、当社グループではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替あるいは金利の変動リスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は行っておりません。

また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年１月20日（当連結会計年度の末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．をご参照下さい。）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	60,294	60,294	－
⑵　受取手形及び売掛金	14,580		
貸倒引当金（※）	△28		
	14,551	14,551	－
⑶　有価証券及び投資有価証券	25,632	27,048	1,415
資産計	100,478	101,894	1,415
⑴　支払手形及び買掛金	17,664	17,664	－
⑵　未払金	9,852	9,852	－
⑶　リース債務	4,104	4,126	22
⑷　長期借入金	21,659	21,716	57
⑸　社債	15,000	15,021	21
負債計	68,281	68,381	100
デリバティブ取引	－	－	－

（※）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

⑴　支払手形及び買掛金、⑵　未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　リース債務

リース債務の時価については、元金利の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑷　長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて記載しております。

⑸　社債

当社が発行した社債は市場価格があるため、決算日における市場価格に基づいております。

デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理しているため、その時価は当該買掛金の時価に含めております。また、外貨建ての予定取引の為替リスクのヘッジについては、取引金融機関から提示された時価に基づき、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	232
関係会社株式	2,746
投資事業有限責任組合への出資	97

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑶ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	60,294	－	－	－
受取手形及び売掛金	14,580	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
1．債券				
⑴ 国債・地方債等	800	－	－	－
⑵ 社債	3,100	600	2,158	300
2．その他	12,585	－	97	－
合計	91,360	600	2,255	300

4．リース債務、長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	1,937	1,225	631	179	32	98
長期借入金	7,997	6,428	4,216	2,200	816	－
社債	－	－	－	－	15,000	－

企業結合等に関する注記

（取得による企業結合）

1．企業結合の概要

(1)　被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称　DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.

事業の内容　飲料製品の販売

(2)　企業結合を行った主な理由

マレーシア飲料市場における事業拠点を確保するとともに、ASEAN市場進出への足掛かりとし、同地域において中長期的な事業拡大を図るため。

(3)　企業結合日

平成27年12月29日

(4)　企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5)　結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6)　取得した議決権比率

51%

(7)　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2．連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年12月31日をみなし取得日としており、かつ、当該被取得企業については、平成27年12月31日現在の財務諸表を基礎として連結決算を行っているため、当連結会計年度における連結損益計算書には被取得企業の業績は含まれておりません。

3．被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	14,000千リンギット
取得に直接要した費用	427千リンギット
取得原価	14,427千リンギット

4．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

12,300千リンギット

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却の方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

5．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8,937千リンギット
固定資産	2,150千リンギット
資産合計	11,087千リンギット
流動負債	6,916千リンギット
固定負債	－千リンギット
負債合計	6,916千リンギット

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額	5,022円16銭
2．1株当たり当期純利益	141円68銭

重要な後発事象に関する注記

（株式取得による会社の買収）

当社は、平成27年９月24日開催の取締役会において、トルコ共和国の大手食品グループであるYildiz Holding A.Ş.の保有する飲料製造子会社3社の株式の90%を取得し、子会社化することを決議し、平成28年２月３日に株式を取得しております。

１．企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業内容

① 被取得企業の名称　Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.
　事業内容　炭酸清涼飲料とミネラル・ウォーターの製造

② 被取得企業の名称　Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.
　事業内容　スパークリング・ミネラル・ウォーターの製造

③ 被取得企業の名称　İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.
　事業内容　フルーツ・ジュースの製造

（2）企業結合を行った主な理由

トルコ共和国における事業拠点とトップクラスの飲料ブランドを獲得することで、成長が続くトルコ市場で製品競争力を高め、企業価値の最大化を図るため。

（3）企業結合日

平成28年2月3日

（4）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

（5）結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

（6）取得した議決権比率

① Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.　90%
② Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.　90%
③ İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.　90%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2．被取得企業の取得原価及びその内訳

①	Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.	201,578千リラ
②	Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.	12,440千リラ
③	İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.	139,844千リラ

3．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現在算定中であります。

4．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現在算定中であります。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年1月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**81,889**	**流動負債**	**35,155**
現金及び預金	45,648	買掛金	13,247
受取手形	134	一年内返済長期借入金	7,933
売掛金	11,143	リース債務	1,853
有価証券	16,494	未払金	9,244
商品	4,672	未払消費税	29
貯蔵品	18	未払法人税等	353
前払費用	568	未払費用	589
関係会社短期貸付金	320	預り金	843
未収入金	1,761	賞与引当金	401
繰延税金資産	745	資産除去債務	7
その他	395	その他	653
貸倒引当金	△14	**固定負債**	**33,217**
固定資産	**58,687**	社債	15,000
(有形固定資産)	**(25,968)**	長期未払金	98
建物	485	長期借入金	13,594
構築物	12	リース債務	1,883
機械及び装置	0	長期預り保証金	2,367
車両運搬具	0	資産除去債務	128
工具、器具及び備品	19,938	繰延税金負債	143
土地	1,735	**負債合計**	**68,372**
リース資産	3,796	**純資産の部**	
(無形固定資産)	**(1,771)**	**株主資本**	**71,761**
営業権	225	**資本金**	**1,924**
借地権	27	**資本剰余金**	**1,464**
商標権	35	資本準備金	1,464
電話加入権	47	**利益剰余金**	**68,376**
ソフトウェア	1,435	利益準備金	137
(投資その他の資産)	**(30,948)**	その他利益剰余金	68,238
投資有価証券	6,804	別途積立金	55,650
関係会社株式	17,596	地域コミュニティ貢献積立金	83
関係会社出資金	2,158	繰越利益剰余金	12,505
関係会社長期貸付金	240	**自己株式**	**△2**
長期前払費用	467	**評価・換算差額等**	**442**
敷金及び保証金	1,818	**その他有価証券評価差額金**	**875**
前払年金費用	1,544	**繰延ヘッジ損益**	**△433**
その他	327	**純資産合計**	**72,203**
貸倒引当金	△8		
資産合計	**140,576**	**負債及び純資産合計**	**140,576**

損 益 計 算 書

（平成27年1月21日から
平成28年1月20日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**118,172**
売上原価		**50,521**
売上総利益		**67,650**
販売費及び一般管理費		65,671
営業利益		**1,978**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,182	
受取賃貸料	867	
その他	436	2,486
営業外費用		
支払利息	437	
社債発行費	71	
その他	207	716
経常利益		**3,748**
特別損失		
減損損失	311	
投資有価証券評価損	109	
関係会社出資金評価損	506	928
税引前当期純利益		**2,820**
法人税、住民税及び事業税	682	
法人税等調整額	△226	456
当期純利益		**2,364**

株主資本等変動計算書

（平成27年１月21日から平成28年１月20日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	地域コミュニティ貢献積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,924	1,464	1,464	137	55,650	68	11,268	67,124	△2	70,510
会計方針の変更による累積的影響額							△118	△118		△118
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,924	1,464	1,464	137	55,650	68	11,149	67,006	△2	70,391
当期変動額										
地域コミュニティ貢献積立金の積立						100	△100	－		－
地域コミュニティ貢献積立金の取崩						△85	85	－		－
剰余金の配当							△994	△994		△994
当期純利益							2,364	2,364		2,364
自己株式取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	14	1,355	1,370	△0	1,369
当期末残高	1,924	1,464	1,464	137	55,650	83	12,505	68,376	△2	71,761

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,080	－	1,080	71,591
会計方針の変更による累積的影響額				△118
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,080	－	1,080	71,472
当期変動額				
地域コミュニティ貢献積立金の積立				－
地域コミュニティ貢献積立金の取崩				－
剰余金の配当				△994
当期純利益				2,364
自己株式取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△204	△433	△638	△638
当期変動額合計	△204	△433	△638	731
当期末残高	875	△433	442	72,203

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

⑵ デリバティブ　時価法

⑶ たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品	移動平均法
貯蔵品	最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産除く）	定率法 ただし、一部の工具、器具及び備品については定額法 なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産 （リース資産除く）	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当期対応分相当額を計上しております。

⑶　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期より費用処理することとしております。

4．重要なヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法

金利スワップにつきましては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。また為替予約取引につきましては、繰延ヘッジ処理によっております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息、外貨建予定取引

⑶　ヘッジ方針

当社ではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。なお、投機目的による取引は行わない方針であります。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。また為替予約取引の締結時に実需への振当を行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

5．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が183百万円減少、利益剰余金が118百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲載しておりました営業外収益の「有価証券利息」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	46,956百万円
2．関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,786百万円
長期金銭債権	240百万円
短期金銭債務	1,344百万円
長期金銭債務	153百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	8,616百万円
仕入高	4,798百万円
その他の営業取引高	12,463百万円
営業取引以外の取引高	2,113百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式	916	34	－	950
合　計	916	34	－	950

（注）自己株式の株式数の増加34株は、単元未満株式の買取による増加であります。

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	61百万円
減価償却限度超過額	189百万円
賞与引当金繰入限度超過額	131百万円
投資有価証券評価損	136百万円
未払金	231百万円
未払費用	42百万円
貯蔵品	64百万円
資産除去債務	43百万円
関係会社出資金評価損	310百万円
減損損失	99百万円
繰延ヘッジ損益	212百万円
その他	99百万円
小計	1,622百万円
評価性引当額	△210百万円
繰延税金資産合計	1,412百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△494百万円
その他有価証券評価差額金	△300百万円
その他	△14百万円
繰延税金負債合計	△810百万円
繰延税金資産の純額	601百万円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率及び事業税率等が変更されることになりました。これに伴い、平成28年１月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が35.4％から32.8％に、平成29年１月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は35.4％から32.0％に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	4,358円16銭
２．１株当たり当期純利益	142円70銭

重要な後発事象に関する注記

（株式取得による会社の買収）

当社は、平成27年９月24日開催の取締役会において、トルコ共和国の大手食品グループであるYildiz Holding A.Ş.の保有する飲料製造子会社3社の株式の90%を取得し、子会社化することを決議し、平成28年２月３日に株式を取得しております。詳細は、連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載しております。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月25日

ダイドードリンコ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　山　久　恵　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　幡　琢　哉　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ダイドードリンコ株式会社の平成27年１月21日から平成28年１月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイドードリンコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成27年９月24日開催の取締役会決議に基づき、平成28年２月３日にYildiz Holding A. Ş.の保有する子会社３社の株式の90%を取得した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月25日

ダイドードリンコ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　山　久　恵　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　幡　琢　哉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダイドードリンコ株式会社の平成27年１月21日から平成28年１月20日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成27年９月24日開催の取締役会決議に基づき、平成28年２月３日にYildiz Holding A. Ş.の保有する子会社３社の株式の90%を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月21日から平成28年１月20日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象

当社は、事業報告に記載のとおり、平成28年２月26日開催の取締役会決議に基づき、同日付で吸収分割契約を締結しております。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成28年２月26日

ダイドードリンコ株式会社　監査役会

常勤監査役　長谷川　和　義　㊞

社外監査役　吉　田　太　三　㊞

社外監査役　松　本　　博　㊞

社外監査役　加　藤　幸　江　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識し、利益配分につきましては、持続的成長に必要となる内部留保と株主還元のバランスを考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

こうした考え方に沿って、当事業年度の期末配当につきましては、１株につき30円といたしたいと存じます。

なお、中間配当として１株につき30円をお支払いいたしておりますので、当事業年度の年間配当金は１株につき60円となります。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、497,026,500円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年４月18日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

当社は、豊かで元気な社会づくりに貢献するため、地域コミュニティとの共存共栄をめざす活動を推進してまいります。「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念のもと、地域コミュニティ活動への貢献に活用するため、以下のとおり１億円を、地域コミュニティ貢献積立金に積み立てることにいたしたいと存じます。

⑴　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	100,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目及びその額

地域コミュニティ貢献積立金	100,000,000円

第２号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

ダイドーグループは、新たなグループ理念・グループビジョンのもと、平成30年度を最終年度とする中期経営計画「Challenge the Next Stage」を推進しています。「既存事業成長へのチャレンジ」「商品力強化へのチャレンジ」「海外展開へのチャレンジ」「新たな事業基盤確立へのチャレンジ」の４つのテーマに取り組み、平成30年度には売上高を2,000億円へ、営業利益率を４％に引き上げることを目標としています。

平成26年４月の消費税増税以降、飲料業界の市場動向は大きく変化しており、消費者の低価格志向の高まりや流通チェーンの合併・統合等による販売促進活動に対する交渉力の強化、競争力の高いプライベートブランドのさらなる拡大を背景として価格競争が激化するなど、収益確保に向けた経営環境は極めて厳しいものとなっています。

このような経営環境の激変に対応し、将来にわたる持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上をめざすためには、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するグループガバナンス改革が必要であると判断しました。

このため、当社は、持株会社体制に移行することにより、グループガバナンスを強化し、各事業の責任と権限の明確化を図り、コア事業である国内飲料事業のキャッシュ・フローの継続的拡大を実現していきます。

さらに、事業環境の大きな変化に対応し、グループとしての持続的な利益成長・資本効率向上を実現していくためには、既存事業によるキャッシュ・フローの継続的拡大へのチャレンジに加えて、これまで積み上げてきた内部留保を有効活用し、ヘルスケア領域などの収益性・成長性の高い新たな事業領域を獲得していくことも重要な課題と考えています。Ｍ＆Ａ戦略に機動的に対応できる組織体制を整備し、積極的にチャレンジしていきます。

以上の目的から、当社は、第３号議案「定款一部変更の件」の承認及び吸収分割契約の効力発生を条件とし、平成29年１月21日（予定）付で、当社の営む飲料事業をダイドードリンコ分割準備株式会社（平成29年１月21日付で「ダイドードリンコ株式会社」に商号変更予定。）に吸収分割の方法により承継させることといたしたく存じます。なお、ダイドードリンコ分割準備株式会社は、当社の100％子会社であります。

２．吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

平成２８年２月２６日

【吸収分割会社】

甲　　大阪市北区中之島二丁目２番７号
ダイドードリンコ株式会社
代表取締役　　髙松　富也

【吸収分割承継会社】

乙　　大阪市北区中之島二丁目２番７号
ダイドードリンコ分割準備株式会社
代表取締役　　髙松　富也

上記の吸収分割会社甲と、吸収分割承継会社乙は、甲の飲料事業（以下、「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約を締結したので、本契約締結の証として本書１通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本１通を保有し、乙がその写し１通を保有する。

（吸収分割）
第１条　甲は、本件事業を分割し、乙はこれを承継する。
２．本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
（１）吸収分割会社
商号：ダイドードリンコ株式会社
（平成２９年１月２１日付で「ダイドーグループホールディングス株式会社」に商号変更予定。）
住所：大阪市北区中之島二丁目２番７号
（２）吸収分割承継会社
商号：ダイドードリンコ分割準備株式会社
（平成２９年１月２１日付で「ダイドードリンコ株式会社」に商号変更予定。）
住所：大阪市北区中之島二丁目２番７号

（承継する権利義務）

第２条　乙は、本吸収分割に際し、【別紙（承継対象権利義務明細表）】に基づき、平成２８年１月２０日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。

２．甲は、本吸収分割により乙が甲から承継する債務すべてについて、本吸収分割の効力発生日において重畳的に引き受け、引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

（吸収分割対価の交付及び割当て）

第３条　乙は、本吸収分割に際して、普通株式１，８００株を新規発行し、そのすべてを甲に割り当てる。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第４条　乙が、本吸収分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（１）資　本　金　　金９，０００万円

（２）資本準備金　　金０円

（３）利益準備金　　金０円

（効力発生日）

第５条　本吸収分割の効力発生日は、平成２９年１月２１日とする。ただし、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。

２．前項ただし書の場合、甲は平成２９年１月２１日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日。）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

（分割承認総会）

第６条　甲は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。

２．乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議（会社法第３１９条第１項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得るものとする。

（競業避止義務の免除）

第７条　甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第２１条に定める競業避止義務を負わないものとする。

（会社財産の善管注意義務）
第８条　甲及び乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

（分割条件の変更及び吸収分割契約の解除）
第９条　本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じたとき、若しくは隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲及び乙は協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（分割契約の効力）
第10条　本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関による承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）
第11条　本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙は協議のうえ、これを決定する。

【別紙（承継対象権利義務明細表）】

乙は、本吸収分割により、本吸収分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。
なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成２８年１月２０日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

１．承継する資産
（１）流動資産
効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する現金及び預金、売掛金、商品、未収入金、その他の流動資産等。ただし、甲のグループ経営管理事業に関する現金及び預金、有価証券、関係会社短期貸付金等の流動資産は除く。

（２）固定資産
効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する工具、器具及び備品、リース資産、その他の固定資産等。ただし、甲のグループ経営管理事業に関する投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金、関係会社長期貸付金等の固定資産は除く。

２．承継する債務
（１）流動負債
効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する買掛金、リース債務、未払金、１年内返済予定の長期借入金、その他の流動負債等。ただし、甲のグループ経営管理事業に関する未払法人税等、未払消費税等、１年内返済予定の長期借入金等の流動負債は除く。

（２）固定負債
効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有するリース債務、社債、長期借入金、長期預り保証金、その他の固定負債等。ただし、甲のグループ経営管理事業に関する社債、長期借入金等の固定負債は除く。

３．承継する雇用契約等
（１）雇用契約
甲の全従業員（嘱託、パートタイマー、アルバイト、他社出向中の者等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

（２）労働協約等
甲がダイドー労働組合との間で締結している労働協約・諸規定について、甲とダイドー労働組合との間の合意に基づくもの。

４．承継するその他の権利義務等

（1）知的財産

本件事業に属する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利については、乙に承継しない。

（2）雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、次の各号に掲げるもの並びに法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本吸収分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

① 会計監査人との間で締結した契約
② 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約
③ 分割会社が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約
④ グループ経営管理事業に関して締結した弁護士、税理士その他アドバイザーとのアドバイザリー契約
⑤ 証券会社との間で締結した契約
⑥ 従業員持株会信託に係る契約
⑦ 会社役員にかかる保険契約
⑧ 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約
⑨ 前各号に関連する一切の契約

（3）許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものを除く。

５．その他

承継権利義務のうち、本契約締結後に法令その他規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の出損を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、合意により、承継対象権利義務を変更することができる。

3．会社法施行規則第183条各号に定める内容の概要

（1）吸収分割により承継会社が当社に対して交付する株式の数又はその数の算定方法に関する事項の相当性

当社は、平成29年１月21日を効力発生日とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、飲料事業に関する権利義務について、当社の100％子会社であるダイドードリンコ分割準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）に対して、当社との間で締結した平成28年２月26日付の吸収分割契約に従い承継させることといたしました。

本吸収分割に際して、当社は、承継会社との間において、承継会社が普通株式1,800株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付することと定めました。

本吸収分割に当たり、当社に対して交付される承継会社の株式については、本吸収分割によって当社の純資産に変動はなく、また、その全ての株式が当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社と承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

（2）承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

承継会社が本吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務に照らして相当な額であると判断しております。

資本金：	金90百万円
資本準備金：	金０円
利益準備金：	金０円

（3）承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は、平成28年２月24日に設立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は次のとおりです。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	10	流動負債	－
現金及び預金	10	純資産の部	
固定資産	－	資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10

（4）吸収分割当事会社における最終事業年度の末日又は成立の日後に生じた重要な財産の処分等に関する事象

①当社

当社は、平成27年９月24日開催の取締役会において、トルコ共和国の大手食品グループであるYildiz Holding A.Ş.の保有する飲料製造子会社3社（Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.、Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.及びİlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.）の各株式の90%を取得し、子会社化することを決議し、平成28年２月３日に株式を取得いたしました。

②承継会社

承継会社は、会社成立の日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）　当社は第２号議案「吸収分割契約承認の件」をご承認いただくことを条件として、平成29年１月21日をもって持株会社となります。これに伴い、同日を効力発生日として現行定款第１条（商号）の変更を行うとともに、当社及び当社子会社の持株会社体制移行後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に定める事業目的を変更・追加し、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

（２）　当社は取締役会における審議の充実ならびに活性化を図ることを目的として、定款に定める取締役の員数を９名から７名に削減することとし、現行定款第22条（員数）の変更を行うものであります。

（３）　当社は取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築することを目的として、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第24条（任期）第１項の変更を行うものであります。

（４）　当社は平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第１項の規定により、現行定款第32条（取締役の責任免除）第２項及び第42条（監査役の責任免除）第２項に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第32条（取締役の責任免除）第２項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

（５）　第３号議案が承認されることを条件とし、平成29年１月21日をもって効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

（６）　その他、必要な規定及び文言の加除、修正を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（商　号） 第１条　当会社は、ダイドードリンコ株式会社と称し、英文では、ＤｙＤｏ　ＤＲＩＮＣＯ,ＩＮＣ.と表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、ダイドーグループホールディングス株式会社と称し、英文では、ＤｙＤｏ　ＧＲＯＵＰ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ,ＩＮＣ.と表示する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。
（１）清涼飲料水の製造販売 （２）各種食品の製造販売 （３）医薬品、医薬部外品および化粧品の製造販売 （４）自動販売機による清涼飲料水、各種食品および各種商品の販売	（１）～（４）　（現行どおり）
（新　設）	（５）自動販売機による各種サービスの提供
（５）たばこおよび酒類の販売 （６）飲食店の経営 （７）各種自動販売機の販売およびメンテナンス業務 （８）前各号に付帯または関連する一切の事業	（６）たばこおよび酒類の販売 （７）飲食店の経営 （８）各種自動販売機の販売およびメンテナンス業務 （９）前各号に付帯または関連する一切の事業
（新　設）	２　当会社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。
第３条～第11条　（条文省略）	第３条～第11条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主名簿管理人） 第12条　（条文省略） 2　（条文省略） 3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	（株主名簿管理人） 第12条　（現行どおり） 2　（現行どおり） 3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第13条　（条文省略）	第13条　（現行どおり）
（招　集） 第14条　当会社の定時株主総会は、毎年４月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	（招　集） 第14条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第15条～第21条　（条文省略）	第15条～第21条　（現行どおり）
（員　数） 第22条　当会社の取締役は、９名以内とする。	（員　数） 第22条　当会社の取締役は、７名以内とする。
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（任　期） 第24条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　（条文省略）	（任　期） 第24条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（代表取締役および役付取締役） 第25条　（条文省略） 2　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第25条　（現行どおり） 2　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を定めるものとし、必要に応じて、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を定めることができる。
第26条～第27条　（条文省略）	第26条～第27条　（現行どおり）
（取締役会の決議方法） 第28条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2　（条文省略）	（取締役会の決議方法） 第28条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2　（現行どおり）
第29条～第31条　（条文省略）	第29条～第31条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第32条　（条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第32条　（現行どおり） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第33条～第41条　（条文省略）	第33条～第41条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(監査役の責任免除) 第42条　(条文省略) 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第43条～第45条　(条文省略) (配当金の除斥期間) 第46条　(条文省略) (新　設) (新　設)	(監査役の責任免除) 第42条　(現行どおり) 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第43条～第45条　(現行どおり) (配当金の除斥期間) 第46条　(現行どおり) 2　未払の配当金には利息をつけない。 (附　則) 第１条（商号）および第２条（目的）の変更は、平成29年１月21日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日の経過後、これを削除する。

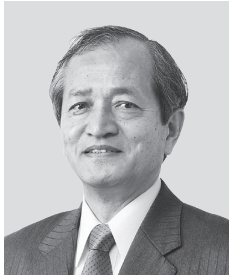
第４号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会における審議の充実ならびに活性化を図ることを目的として取締役１名を減員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	〔上段〕略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 〔下段〕選任理由	所有する当社の株式数
1	 たかまつ　とみや 髙松　富也 (昭和51年６月26日生)	平成16年４月　当社入社 平成20年４月　当社取締役就任 平成21年４月　当社常務取締役就任 平成22年３月　当社専務取締役就任 平成24年４月　当社取締役副社長就任 平成26年４月　当社代表取締役社長就任（現任） 平成26年４月の社長就任以来、新たに制定したグループ理念、グループビジョンのもと、ステークホルダーの皆様の立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果断な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮しています。グループ経営において、既存の概念に捉われない抜本的改革、新たなチャレンジを掲げ、既存事業の改革に取り組むとともに、海外における事業展開を本格的にスタートさせました。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者としました。	495,000株
2	 たかまつ　とみひろ 髙松　富博 (昭和23年１月16日生)	昭和46年３月　大同薬品工業株式会社入社 昭和50年１月　当社設立、常務取締役就任 昭和59年５月　当社専務取締役就任 平成２年６月　当社取締役副社長就任 平成４年４月　当社代表取締役副社長就任 平成６年４月　当社代表取締役社長就任 平成26年４月　当社取締役会長就任（現任） 当社の前社長として20年間にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しています。現在は取締役会長として、グループ経営におけるガバナンスなどの基盤強化、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。また、当社の社会貢献活動を長年にわたり推進し、地域社会の活性化に向けた活動にも尽力しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者としました。	495,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	〔上段〕略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 〔下段〕選任理由	所有する当社の株式数
3	 安達 健治 （昭和30年７月19日生）	昭和55年３月　当社入社 平成14年４月　当社取締役就任 平成24年４月　当社常務取締役就任（現任） 平成25年１月　ダイドービジネスサービス株式会社代表取締役社長就任（現任） 当社のコア事業である自販機ビジネスに関わる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。現在は、事業改革推進担当取締役として、中期経営計画達成に向けた自販機ビジネスの固定費構造の抜本的改革に中心的な役割を果たしています。また、渉外担当取締役として、清涼飲料業界全体の健全な発展に向けた活動にも尽力しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者としました。	10,800株
4	 中川 誠 （昭和31年８月８日生）	昭和55年１月　当社入社 平成18年４月　当社取締役就任 平成24年４月　当社常務取締役就任（現任） 商品開発、生産調達、マーケティングから自販機チャネル、流通チャネルへの営業活動に至るまでの清涼飲料事業全般にわたる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。現在は、営業統括本部長として営業部門を牽引し、収益改善への取り組みを推進するとともに、重要取引先との関係強化に尽力しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者としました。	5,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	〔上段〕略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 〔下段〕社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由	所有する当社の株式数
5	 森（もり）　真二（しんじ） （昭和21年５月22日生）	昭和47年４月　最高裁判所司法研修所入所 昭和49年４月　横浜地方裁判所裁判官任官 昭和61年４月　京都地方裁判所判事任官 平成元年４月　大阪弁護士会登録 平成13年４月　当社監査役就任 平成26年４月　当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ダイソー株式会社社外監査役 大阪信用保証協会監事 弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまで当社社外監査役として13年間、社外取締役として２年間の職務経験をもとに、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただくことで、取締役会の監督機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏は過去に当社及び他社の社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。	100株
※6	 井上（いのうえ）　正隆（まさたか） （昭和29年10月12日生）	昭和53年４月　株式会社中埜酢店入社 平成17年４月　株式会社ミツカングループ本社取締役就任 平成19年５月　同社常務取締役就任 平成21年10月　同社常勤監査役就任 平成23年３月　同社経営監査室担当部長 平成26年３月　株式会社Mizkan Holdings経営企画本部担当部長 平成28年３月　同社退社予定 食品業界における豊富な知識と経験を有しており、海外でのM&Aによる事業展開や海外子会社などの監査経験をもとに、当社の経営の課題である海外における事業展開の加速や事業領域の拡大に対して、独立した立場から助言・提言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し社外取締役候補者としました。	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．森　真二氏及び井上正隆氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、森　真二氏との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しており当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。また、井上正隆氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、森　真二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、井上正隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、第２号議案「吸収分割契約承認の件」について株主の皆様にご承認いただくことを条件として、平成29年１月21日を目処に持株会社体制へ移行する方針を決定しております（具体的には、当社は、持株会社体制への移行に伴い、同日を目処に、商号を「ダイドーグループホールディングス株式会社」に変更し、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として、上場を維持する予定です。）。

上記の持株会社体制への移行に伴い、新たに、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）及び執行役員（以下、あわせて「持株会社の取締役等」といいます。）ならびに当該持株会社（当社）の100％子会社（①現在はダイドードリンコ分割準備株式会社として設立され、平成29年１月21日を目処に当社の飲料事業を承継する予定の株式会社（同日を目処に「ダイドードリンコ株式会社」に商号変更予定です。）、②大同薬品工業株式会社、③株式会社たらみ及び④持株会社設立後当該持株会社（当社）の100％子会社として設立を予定している海外飲料管理会社（商号は現段階で未定です。）（かかる４社を個別に又は総称して、以下、「対象子会社」といいます。））の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）及び執行役員（以下、あわせて「対象子会社の取締役等」といいます。）に対する業績連動型のインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を持株会社体制への移行後に導入するにあたり、持株会社（当社）の取締役に対する本制度に基づく報酬の支給について、ご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会の決議に一任をいただきたいと存じます。

本制度の導入は、持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成３年４月18日開催の第16回定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度枠とは別枠で、持株会社体制への移行後の平成29年１月21日より開始する事業年度以降、持株会社（当社）の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対して新たな業績連動型インセンティブとして持株会社（当社）株式を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第４号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる持株会社の取締役等の員数は３名の予定となり、対象子会社の取締役等の員数は４名の予定であり、合計７名となります。

2．本制度における報酬の額及び内容等

（1）本制度の概要

本制度は、持株会社（当社）が信託に対して金員（その上限は下記（2）のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金員を原資として持株会社（当社）株式を取得し、当該信託を通じて、業績等に応じて持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等に持株会社（当社）株式を給付する業績連動型のインセンティブ制度です。なお、持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等が株式の給付を受ける時期は、原則として当該取締役等の退任時となります。

（2）持株会社（当社）が拠出する金員の上限

持株会社（当社）は、平成29年１月21日より開始する事業年度から平成34年１月20日で終了する事業年度までの５事業年度（以下、当該５事業年度の期間、及び当該５事業年度の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、合計５億5,000万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。なお、持株会社（当社）は、当初の対象期間中、合計５億5,000万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、持株会社（当社）は対象期間ごとに、合計５億5,000万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する持株会社（当社）株式（以下、「残存株式」といいます。ただし、持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（3）参照）に相当する持株会社（当社）株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、残存株式とあわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間において本制度に基づく給付の原資に充当することとし、持株会社（当社）が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、合計５億5,000万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

（3）本制度の対象者に給付される持株会社（当社）株式数の算定方法

持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等には、各対象期間各事業年度における役位及び業績達成度に応じて、各事業年度ごとにポイントが付与されます。付与されたポイントは、下記（4）の株式給付に際し、１ポイント当たり持株会社（当社）の普通株式１株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、持株会社（当社）株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等には、対象期間中の各事業年度終了後に到来する毎年３月末日に、同年１月20日で終了する事業年度に係る役位別基本ポイントに、業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定の数のポイントが付与されます。なお、かかる業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想経常利益及び予想売上高（平成30年度は、中期経営計画の達成度も加味するものとします。）の達成率を基に算定されます。

（4）本信託による株式の取得方法

本信託は、持株会社（当社）が信託した金員を原資として持株会社（当社）株式を、株式市場等を通じて又は持株会社（当社）の自己株式処分を引き受ける方法により取得することを予定しています。

（5）本制度の対象者に対する株式給付

持株会社の取締役等又は対象子会社の取締役等が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該取締役等はポイントの累積数に相当する持株会社（当社）株式について、本信託から給付を受けることができるものとします。

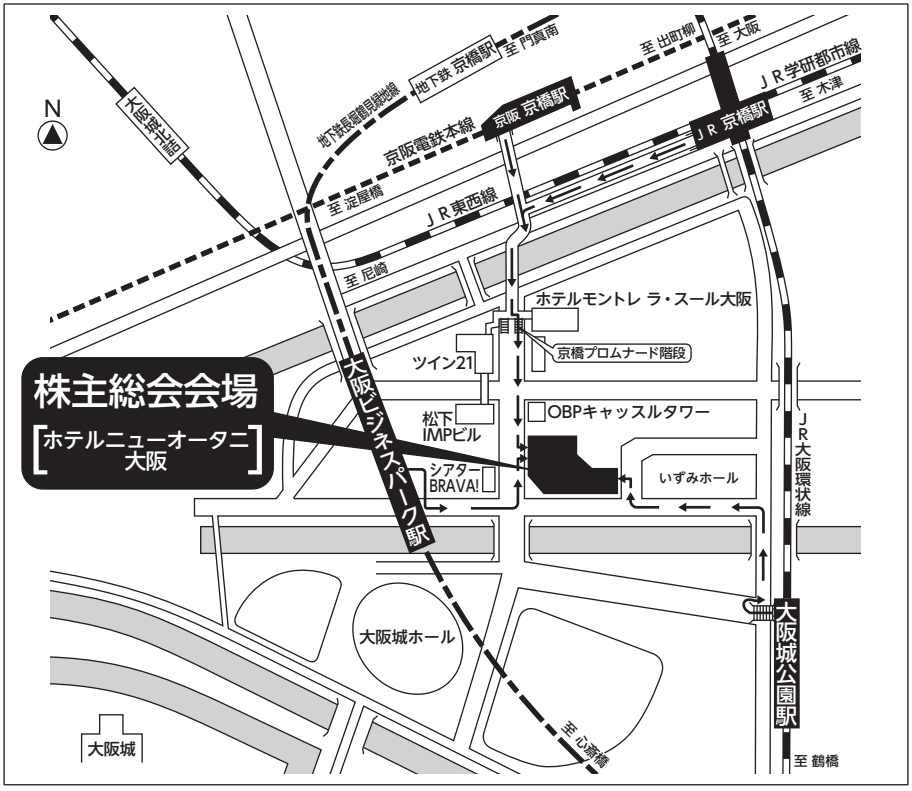
（6）本信託内の議決権行使

本信託内の持株会社（当社）株式に係る議決権は、行使しないものとします。

以　上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区城見一丁目４番１号
ホテルニューオータニ大阪　２階　鳳凰の間
TEL：06-6941-1111（代表）



◎アクセス
　○ＪＲ大阪環状線 大阪城公園駅下車 徒歩約３分
　○地下鉄長堀鶴見緑地線 大阪ビジネスパーク駅下車 徒歩約５分
　○ＪＲ、地下鉄、京阪、京橋駅下車 徒歩約10分

◎駐車場について
　本株主総会のための専用駐車場は準備いたしておりませんので、あしからずご了承ください。

◎当日は、些少ながらお土産を用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し１個とさせていただいておりますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK
UD FONT

環境に配慮したＦＳＣ®認証紙と植物油インキを使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。